

一般社団法人全国医師国民健康保険組合連合会定款

- 第1章 総則
- 第2章 会員
- 第3章 代表者会
- 第4章 役員
- 第5章 理事会
- 第6章 全体協議会
- 第7章 事務局
- 第8章 会計
- 第9章 雑則
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人全国医師国民健康保険組合連合会(略称「全医連」、以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 本会は、全国の医師国民健康保険組合相互の協力を密にし、健全なる運営と発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)国民健康保険に関する調査・研究
- (2)都道府県医師国民健康保険組合相互の連絡及び情報の交換
- (3)都道府県医師国民健康保険組合関係者の業務に必要な研修
- (4)関係機関に対する折衝
- (5)日本医師会との連絡及び情報の交換
- (6)その他目的達成のために必要な事業

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員)

第6条 本会は、全国の都道府県医師国民健康保険組合(以下「会員」という。)をもって組織する。

2.前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号、以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第 7 条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

（会費）

第 8 条 会員は、代表者会において定める会費等を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）退会したとき

（2）会員である都道府県医師国民健康保険組合が解散したとき

（3）1 年以上会費を滞納したとき

（4）除名されたとき

（退会）

第 10 条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、いつでも退会することができる。

（除名）

第 11 条 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、代表者会の決議によってすることができる。

2.前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該代表者会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、代表者会において、弁明する機会を与えなければならない。

第 3 章 代表者会

（代表者会の構成）

第 12 条 社員総会（本定款において「代表者会」という。）は、会員をもって構成する。

2.前項の代表者会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

（会員の権限行使方法）

第 13 条 代表者会においては、会員の代表者が権限を行使する。

2.会員の代表者が、本会の役員に選任されている場合、当該会員は代表者会における権限を行使する者を別に選任する。

3.会員の代表者が、代表者会に出席できない場合、当該会員は代表者会における権限を行使する者を別に選任し、議長に届け出る。

（代表者会の種別）

第 14 条 代表者会は、通常代表者会及び臨時代表者会の 2 種とする。

2.通常代表者会のうち、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する通常代表者会を一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(代表者会の招集)

第 15 条 通常代表者会は、毎年 2 回開催し、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2.臨時代表者会は、会長が必要であると認めた場合に、理事会の決議に基づき、招集する。

(代表者会議長)

第 16 条 代表者会の議事運営は、議長が行う。

2.議長は、その代表者会において出席会員の中から選出する。

3.議長は、代表者会に付議された議事について、理事より提案説明を求めることができる。

(議決権)

第 17 条 代表者会における議決権は、1 会員について 1 個とする。

(代表者会の決議)

第 18 条 代表者会は、次の事項を決議する。

(1)定款の変更

(2)事業報告及び決算

(3)重要な財産の処分

(4)会費の額及びその徴収方法

(5)理事及び監事の選任又は解任

(6)解散及び残余財産の処分

(7)その他、代表者会で決議するものとして法令又は定款で定められている事項

(代表者会の定足数及び決議)

第 19 条 代表者会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2.一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 20 条 代表者会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2.議長及び出席した会長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(役員の数)

第 21 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 13 名以内

(2) 監事 2 名以内

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、代表者会の決議によって選任する。

2.理事のうち 1 名を会長とし、理事会の決議によって理事の中から選定し、会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

3.理事のうち 1 名を副会長とし、理事会の決議によって選定する。

(兼務職の禁止)

第 23 条 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を行う。

2.会長は、本会を代表し、業務を執行する。

3.副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

(監事の職務)

第 25 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2.監事は、いつでも理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3.監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常代表者会の終結の時までとする。ただし再任をさまたげない。

2.監事の任期は、選任後、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常代表者会の終結の時までとする。

3.任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。

4.役員は、任期満了の後においても後任者の就任するまでは、引き続きその職務を行う。

(報酬等)

第 27 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員に対し、代表者会で定めた報酬を支給することができる。

2.役員には費用を弁償することができる。

(役員責任免除)

第 28 条 役員はその任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第 112 条により、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

2.前項の規定にかかわらず、当該役員が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる役員の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって、免除することができる。

(顧問)

第 29 条 本会に顧問を置くことができる。

2.顧問は会長が委嘱し、任期はその会長の在任期間とする。

(委員会)

第 30 条 会長は、第 4 条各号に関する事業を推進するため、委員会を設置することができる。

2.委員会に関する規則は別に定める。

第5章 理事会

(理事会)

第31条 本会に理事会を置く。

2.理事会は、理事をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

(理事会の任務)

第32条 理事会は、次の任務を行う。

(1)本会の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事の選定及び解任

2.代表理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

3.理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会の議事及び決議)

第33条 理事会の決議は、この定款及び法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2.出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印をしなければならない。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し、必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 全体協議会

(全体協議会)

第36条 本会は、毎年1回、都道府県医師国民健康保険組合の役員が参加する全体協議会を開催する。

2.全体協議会は、次の事項を行う。

(1)国民健康保険に関する調査・研究の発表

(2)都道府県医師国民健康保険組合相互の連絡並びに、情報の交換

(3)都道府県医師国民健康保険組合関係者の業務に必要な研修

3.全体協議会は、代表者会において議決した事項の報告を受ける。

第7章 事務局

(職員)

第 37 条 本会に、事務処理に必要な職員を置くことができる。又は、他に委託することもできる。

2.事務局の職員は会長が任免する。

3.事務処理に必要な経費は、本会の会計より支出する。

第 8 章 会計

(経費の支弁)

第 38 条 本会の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁する。

(1)会費

(2)寄付金

(3)事業に伴う収入

(4)その他の収入

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て通常代表者会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2.前項の書類については、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、通常代表者会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 42 条 本会は、剰余金の分配を行わない。

(解散)

第 43 条 本会は、代表者会における総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数の議決、その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 44 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、代表者会の議決を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 雑則

(雑則)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(最初の事業年度)

第 46 条 本会の最初の事業年度は法人成立の日から平成 28 年 7 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 47 条 本会の設立時理事、設立時代表理事、及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	日野泰彦 大野 忠 赤澤達之 櫻井秀也 刑部利雄 近藤邦夫 妹尾淑郎 豊田紘生 谷澤義弘 草野 功 川島 周 松田峻一良 宮城信雄
設立時代表理事	妹尾淑郎
設立時監事	土居良雄

(事務所の所在場所)

第 48 条 本会の設立時の主たる事務所の所在場所は、東京都中央区日本橋室町四丁目 1 番 21 号とする。

(設立時社員の名称及び住所)

第 49 条 設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 北海道札幌市中央区大通西 6 丁目 6 番地
名 称 北海道医師国民健康保険組合

住 所 青森県青森市新町二丁目 8 番 21 号 青森県医師会館内
名 称 青森県医師国民健康保険組合

住 所 岩手県盛岡市菜園二丁目 8 番 20 号
名 称 岩手県医師国民健康保険組合

住 所 宮城県仙台市青葉区大手町 1 番 5 号
名 称 宮城県医師国民健康保険組合

住 所 秋田県秋田市千秋久保田町 6 番 6 号
名 称 秋田県医師国民健康保険組合

住 所 山形県山形市双葉町二丁目 4 番 3 8 号 双葉中央ビル 3 階
名 称 山形県医師国民健康保険組合

住 所 福島県福島市新町 4 番 2 2 号
名 称 福島県医師国民健康保険組合

住 所 茨城県水戸市笠原町字上組 4 8 9 番地
名 称 茨城県医師国民健康保険組合

住 所 栃木県宇都宮市駒生町 3 3 3 7 番地の 1
名 称 栃木県医師国民健康保険組合

住 所 群馬県前橋市千代田町一丁目 8 番 5 号
名 称 群馬県医師国民健康保険組合

住 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町 3 丁目 5 番 1 号
名 称 埼玉県医師国民健康保険組合

住 所 千葉県千葉市中央区千葉港 4 - 1
名 称 千葉県医師国民健康保険組合

住 所 神奈川県横浜市中区富士見町 3 番 1
名 称 神奈川県医師国民健康保険組合

住 所 東京都中央区日本橋室町四丁目 1 番 2 1 号
名 称 東京都医師国民健康保険組合

住 所 山梨県甲府市丸の内二丁目 3 2 番 1 1 号
名 称 山梨県医師国民健康保険組合

住 所 長野県長野市大字三輪 1 3 1 6 番地 9 長野県医師会館 2 階
名 称 長野県医師国民健康保険組合

住 所 新潟県新潟市中央区医学町通二番町 1 3 番地 新潟県医師会館内
名 称 新潟県医師国民健康保険組合

住 所 富山県富山市蜷川 3 3 6 番地
名 称 富山県医師国民健康保険組合

住 所 石川県金沢市鞍月東 2 丁目 4 8 番地
名 称 石川県医師国民健康保険組合

住 所 福井県福井市大願寺 3 丁目 4 番 1 0 号
名 称 福井県医師国民健康保険組合

住 所 静岡県静岡市葵区鷹匠 3 丁目 6 番 3 号
名 称 静岡県医師国民健康保険組合

住 所 愛知県名古屋市中区栄四丁目 1 4 番 2 8 号
名 称 愛知県医師国民健康保険組合

住 所 岐阜県岐阜市藪田南三丁目 5 番 1 1 号
名 称 岐阜県医師国民健康保険組合

住 所 三重県津市桜橋 2 丁目 1 9 1 番 4
名 称 三重県医師国民健康保険組合

住 所 滋賀県栗東市糺一丁目 1 0 番 7 号
名 称 滋賀県医師国民健康保険組合

住 所 京都府京都市中京区西ノ京東梅ノ尾町 6 番地
名 称 京都府医師国民健康保険組合

住 所 大阪府大阪市天王寺区上本町二丁目 1 番 2 0 号
名 称 大阪府医師国民健康保険組合

住 所 奈良県橿原市内膳町5丁目5番8号 奈良県医師会館内
名 称 奈良県医師国民健康保険組合

住 所 和歌山県和歌山市吹上一丁目2番4号
名 称 和歌山県医師国民健康保険組合

住 所 兵庫県神戸市中央区栄町通3丁目5番10
名 称 兵庫県医師国民健康保険組合

住 所 鳥取県鳥取市戎町317番地
名 称 鳥取県医師国民健康保険組合

住 所 島根県松江市袖師町1番31号
名 称 島根県医師国民健康保険組合

住 所 岡山県岡山市中区古京町一丁目1番10-602号
名 称 岡山県医師国民健康保険組合

住 所 広島県広島市西区観音本町一丁目1番1号
名 称 広島県医師国民健康保険組合

住 所 山口県山口市吉敷下東三丁目1番1号
名 称 山口県医師国民健康保険組合

住 所 徳島県徳島市住吉四丁目11番10号
名 称 徳島県医師国民健康保険組合

住 所 香川県高松市浜ノ町73番4号
名 称 香川県医師国民健康保険組合

住 所 愛媛県松山市三番町四丁目5番地3
名 称 愛媛県医師国民健康保険組合

住 所 高知県高知市丸ノ内1丁目7番45号
名 称 高知県医師国民健康保険組合

住 所 福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番 3 0 号
名 称 福岡県医師国民健康保険組合

住 所 佐賀県佐賀市新中町 2 番 1 5 号 佐賀県医師会メディカルセンター
名 称 佐賀県医師国民健康保険組合

住 所 長崎県長崎市茂里町 3 番 2 7 号
名 称 長崎県医師国民健康保険組合

住 所 熊本県熊本市中央区花畑町 1 番 1 3 号
名 称 熊本県医師国民健康保険組合

住 所 大分県大分市大字駄原 2 8 9 2 番地の 1
名 称 大分県医師国民健康保険組合

住 所 宮崎県宮崎市和知川原 1 丁目 1 0 1 番地
名 称 宮崎県医師国民健康保険組合

住 所 鹿児島県鹿児島市中央町 8 番地 1
名 称 鹿児島県医師国民健康保険組合

住 所 沖縄県島尻郡南風原町字新川 2 1 8 番地 9
名 称 沖縄県医師国民健康保険組合

(法令の準拠)

第 50 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。